

消防

甲種防火管理再講習 防火・防災管理再講習

① 甲種防火管理再講習

不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、収容人員が30人以上で、甲種防火対象物の防火管理者に対し、防火管理に関する一層の知識を高め、適切な防火管理業務の徹底を図るため、5年ごとの再講習が義務付けられています。

② 防火・防災管理再講習

「甲種防火管理再講習」と「防災管理再講習」をあわせて行うものです。大規模建築物などにおいては、防火管理者の選任が義務付けられており、防火管理者については、選任されている防火対象物の規模にかかわらず、すべて5年ごとに講習を受講しなければなりません。

とき 3月6日(火)

① 甲種防火管理再講習

午前9時30分～11時30分

② 防火・防災管理再講習

午後1時30分～4時30分

ところ 刈谷市産業振興センター

定員 各講習会42人（先着順）

※定員になりしだい締め切り

受講料（テキスト、資料代）

2,000円（当日徴収）

申込 2月5日(月)～9日(金)

午前8時30分～午後5時

・ 申込書は、申込場所または衣浦東部広域連合ホームページから入手可能

・ 申込時、修了している講習会の修了証の写し、3か月以内に撮影した証明写真（縦4cm、横3cm）1枚が必要

・ 申し込みは直接、申込窓口へ持参
※電話や郵送による申込不可

申込・問合せ先

・ 各消防署予防係
・ 衣浦東部広域連合消防局予防課予防係

☎ 63-0136

労働

愛知県の特定最低賃金改正のお知らせ

愛知県内の6業種に適用される特定最低賃金は、平成29年12月16日から改正されています。先に10月1日より改正されている「愛知県最低賃金」とあわせて表のとおりです。

問合せ先

刈谷労働基準監督署

☎ 21-48885

・ 愛知労働局ホームページ

[http://aichi-roudoukyoku.jst](http://aichi-roudoukyoku.jst.go.jp/)

e.mhlw.go.jp/



広告

弁護士法人

白濱法律事務所

（愛知県弁護士会所属）

代表弁護士 白濱重人

- 相続、遺留分、離婚
- 不動産、建築トラブル
- 交通事故、労災事故
- 破産、債務整理
- 企業法務



相談料無料（初回30分）

刈谷事務所

☎0566-91-0210
刈谷駅南口よりすぐ
刈谷市若宮町2丁目2番

岡崎事務所

☎0564-54-3777
JR岡崎駅東口よりすぐ
岡崎市羽根町字北ノ郷45

最低賃金名	時間額	発効日
愛知県最低賃金	871円	平成29年10月1日
鉄鋼業最低賃金	941円	平成29年12月16日
はん用機械器具製造業最低賃金	911円	
精密機械器具製造業最低賃金	875円	
電気機械器具製造業最低賃金	883円	
輸送用機械器具製造業最低賃金	919円	
自動車（新車）小売業最低賃金	904円	